

答申第 786 号

諮問第 1343 号

件名：非違行為報告書等の提出について等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 10 月 20 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 12 月 3 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 開示しないこととした部分について、学校名、校長名、教頭名については、個人が特定できるとする部分に該当するのかわからないのか、具体的には触れていないので、念のために、開示漏れであるかどうかの、確認がなされることも求める。

(イ) 非違行為報告書（別表の事案 1 の文書）、校長名、所属学校名、職名、氏名、については、公開を求める。

ただし報告義務違反とあるが、この文書では、厳密に言えば、誰から誰への報告義務違反か、理解し難い。

また、なぜこの時点で、校長室内において、教諭から事情聴取がなされたのか不明である。

「体罰に関して他には無いか。」という質問の前後が不明であり、この報告書の記載について不十分であるといえる。公文書である報告書の内容が、理解し難い記載であることを述べておく。

報告義務違反ということでは、今回の開示請求に関して、ほかにもあるがなぜその報告書がないのかも疑問である。

(ウ) 以下の文書は「体罰」ということでの報告書であるから、学校名、校長名、もしくは教頭名、職員名、については公開を求める。

事案 2 の文書

事案 3 の文書 他校の学校名含む
事案 4 の文書
事案 5 の文書
事案 6 の文書
事案 7 の文書
事案 8 の文書
事案 9 の文書 場所を含む
事案 10 の文書
事案 11 の文書 発生場所も含む
事案 12 の文書
事案 13 の文書 発生日時 場所も含む
事案 14 の文書
事案 15 の文書

- (エ) 「体罰」発生の場所については、今回の文書において2校以外は、開示されているので、開示されることが当然である。
- (オ) 11月A高校で開示請求によって受け取った「体罰にかかる報告書」では作成者名、学校名、氏名(職員名)、発生日時、発生場所が開示されている。体罰に関する、もので学校名等を明らかにされていることからすると、その後の文書で、学校名を不開示にする理由は、ないといえる。
- (カ) 本件、不開示(一部開示)とされた文書においても、A高校の事案と思われるものがあるが、学校名等黒塗りであることは、問題であることは明らかである。A高校については、インターネットにおいて現在も、学校名が明らかになっている。この件を、A高校の教頭に直接会ったとき確認したら知っているとの回答で、あった(ネット上に流れていることを承知しているとのこと)。
- (キ) 神戸では、体罰教員名を公開、加害者が担任なら対象外、神戸市教委等ある。

兵庫県教委に対して教職員名の公開を命じた、大阪高裁判決が確定したとある。

また今年9月、大阪市教委、学級担任が、加害者の場合も含め原則公開を決めている。

本件に関する、情報は、各学校の情報は、学校選択等の、情報でもあるということでもある。

当然広く、「学校を進路として選択する生徒」、および住民に知らされることは行政、教育委員会の義務である。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提

出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

基本的に、「体罰」報告書について異議申立書に、申立人の主張する、理由等述べてあるのが、説明書は、申立人の主張に対する理由等に対して、具体的に、反論、弁明等しているとは言えない。

「単に実施機関の主観において…判断されるだけでは物足りず、その危険が具体的に存在することが客観的に明白でなければならない」しかしそのような説明がなされていない（教育情報公開の研究 学陽書房 68 頁）。

申立人は、「体罰」非違行為報告書、においては、本県、及び、他の自治体等の事例について、反論に変える。

(ア) A 高校の事例については、申立書において、すでに述べてある通りである。学校名、教頭名、教諭氏名、年齢、性別、発生場所、等が明らかにされている。体罰報告書においては、学校名、教諭名、年齢、性別、発生場所、は公開されるべきである。

(イ) B 高校の事例については、学校名、校長名、年齢、性別、発生場所等、が明らかになっている。

(ウ) 東京都の事例については、学校名が明らかになっているということである。情報公開においては、その他の点についての公開は不明。

(エ) 神奈川県の記事については、学校名、校長名、年齢、等が明らかになっている。

(オ) 横浜市の事例については、学校名、校長名、教諭名、発生場所等が明らかになっている。

(カ) 横浜の記事については、横浜市は、2000 年 4 月以前には学校名、校長名、が明らかになっていたということである。

顧問名等も、明らかにすることは当然であるといえる。なぜなら対外試合等でその名前は常に公表されているからである。学校の教科担当者名、部活動担当者名等は毎年明らかになっている。

「体罰」報告書においては、A 高校の事例、以上の内容（項目）が開示されることは当然のことであるといえる。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 10 月 17 日までの間に処分等がなされた県立学校教職員の体罰に関する非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書である。教育委員会は、対象となる行政文書を別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 45 までのとおり特定した。

その内訳は、同表の2欄に掲げるとおりであり、教育委員会は、同表の3欄に掲げる部分を開示しないこととして一部開示決定としたものである。

イ 別表の事案1から事案15までに掲げる文書は、それぞれ県立学校教員AからOまで（以下「県立学校教員A」を「A職員」といい、県立学校教員BからOまでについても同様とする。）が起こした体罰に関する非違行為について教育委員会が作成又は取得した文書である。

(ア) 文書1、4、7、10、13、16、19、22、25、28、31、34、37、40及び43「非違行為報告書等の提出について」等

当該文書は、発生した非違行為について、非違行為を行った職員の所属校の校長又は教頭が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、教育委員会へ提出したものである。

当該文書のうち、非違行為を行った職員の所属校鑑文には日付、宛名、標題等が、追加資料にはO職員の休暇及び休職の状況、意見等が、非違行為報告書には作成者の職名、氏名及び印影、非違行為を行った職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、事後措置等が、非違行為を行った職員の申立書には非違行為を行った職員の所属、氏名、申立て等が、校長の意見書には校長の氏名、印影、意見等が記載されている。

(イ) 文書2、5、8、11、14、17、20、23、26、29、32、35、38、41及び44「審査表」

当該文書は、処分の審査に当たり、教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日、発生場所、審査の対象者である職員等の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、処分経過が分かる内容が記載された部分等が記載されている。

(ウ) 文書3、6、9、12、15、18、21、24、27、30、33、36、39、42及び45「教職員の人事について」

当該文書は、被処分者の処分内容を決定するために、教育委員会が作成したものである。

当該文書のうち、起案文には起案者氏名、標題、決裁者等の印、伺い文等が、教員の訓戒について（案）及び非違行為を行った職員の指導上の措置について（案）には標題、通知内容等が、訓告（案）には職員の所属、職名、氏名、訓告内容等が、訓告（要旨）（案）には職員の所属、職名、氏名、訓告要旨等が、嚴重注意（要旨）（案）には職員の所属、職名、氏名、嚴重注意要旨等が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした職員の氏名、所属校名、職名、校務職名、年齢、生年月日、職歴、採用年月日及び勤務年数、校長の氏

名、印影、年齢、生年月日及び出張先、教頭の氏名及び印影、文書番号、電話番号及びFAX番号、学科名、授業の名称及び人数並びに教室名、学校行事の名称及び日付、発生日及び発生日が分かる部分、発生場所、被害者の氏名、生年月日、住所、受診した病院名、家族構成、当時及び現在の所属並びに現在の所属校、症状及び診断内容、治療費並びに休暇及び休職に関する内訳（以下「職員の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 申立書、意見、聞き取り内容並びに誓約書及び手紙の内容（以下「申立書等」という。）並びに処分経過が分かる内容が記載された部分には、個人の心情等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益等に関する情報が含まれることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、仮に、今回不開示とした部分のうち一部の情報が報道され、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが積極的に公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。よって、当該部分は、本号ただし書イに該当しない。

また、職員は公務員であるが、職員の処分等に関する情報は、職務の遂行に係る情報ではないため、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、本号ただし書ハにも該当しない。

さらに、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

エ 以上のことから、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 申立書等は、教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、処分経過が分かる内容が記載された部分は、処分内容を決定するための審議、検討に関する情報であって、これらを公にすることが前提になれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがある。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書において、異議申立人が別途行った開示請求によって特定の県立高等学校において開示された「体罰にかかる報告書」では、職員の氏名及び所属校名等が開示されている旨を指摘しているが、当該事案については社会的影響が大きい事案であると判断し、当該事案に限って報道機関の取材に応じ学校名等を明らかにしていたため、開示請求に対しても開示したものである。

また、他の地方公共団体が体罰をした教職員名を開示することとした旨の報道記事を資料として添付した上で意見を述べているが、開示又は不開示の判断は、それぞれの地方公共団体における条例に基づいて行われるものであり、他の地方公共団体の開示内容が本件処分に影響を与えるものではない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成25年4月1日から平成26年10月17日までの間に処分がなされた県立学校教職員の体罰に関する非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書である。その構成及び内訳は別表の1欄及び2欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記3(1)で実施機関が説

明するとおりであると認められる。実施機関は、同表の3欄に掲げる部分のうち、職員の氏名等を条例第7条第2号に、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分を同号及び同条第6号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

職員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分には、被処分者の処分内容、処分理由等、被処分者自身の心情等、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分については、実施機関は公表しておらず、仮に、当該情報が報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれていたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであって、実施機関自らが公表しているものではないことから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当

するとは認められない。したがって、当該情報は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、非違行為を行った職員は公務員であるが、処分を受けたことは、当該職員の職務遂行の内容に係る情報とは認められない。したがって、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、職員の氏名等、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を公にすることにより、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 以上のことから、申立書等及び処分経過が分かる内容が記載された部分は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、別表の3欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

事 案	1 行政文書	2 内 訳	3 実施機関が開示しないこととした部分
1	文書 1 非違行為報告書 等の提出について（平成 25 年 5 月 10 日付け）	A 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の氏名、所属校名、職名、年齢及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 職員の氏名 ・ 被害者の氏名
		A 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 2 審査表（平成 25 年 5 月 27 日付け）	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の氏名、所属校名、職名及び年齢 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 3 教職員の人事について（平成 25 年 5 月 27 日起案）	起案文	なし
訓告（要旨） （案）		<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の氏名、所属校名及び職名 ・ 職員の氏名 ・ 文書番号 	
A 職員の指導上の措置について （案）		<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の氏名、所属校名及び職名 ・ 文書番号 	
2	文書 4 非違行為報告書 について（報告）（平成 25 年 6 月 11 日付け）	B 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 教頭の氏名及び印影 ・ 被害者の氏名及び生年月日 ・ 聞き取り内容
		B 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見

	文書 5 審査表（平成 25 年 6 月 24 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 6 教職員の人事に ついて（平成 25 年 6 月 24 日起 案）	起案文	なし
		訓告（案）	・ B 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒につ いて（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要 旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
3	文書 7 体罰にかかる報 告について（平 成 25 年 7 月 1 日付け）	C 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ C 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ C 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 教頭及び職員の氏名 ・ 発生場所 ・ 被害者の氏名 ・ 症状 ・ 聞き取り内容 ・ 意見
		C 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ C 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 8 審査表（平成 25 年 8 月 2 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ C 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 発生場所 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分

	文書 9 教職員の人事について（平成 25 年 8 月 3 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	・ C 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ C 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	・ C 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
4	文書 10 非違行為報告書について（提出）（平成 25 年 7 月 25 日付け）	D 職員の所属校鑑文	・ D 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	・ D 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 被害者の氏名 ・ 症状及び診断内容 ・ 意見
		D 職員の申立書	全て
		校長の意見書	・ D 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 11 審査表（平成 25 年 9 月 2 日付け）		・ D 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 12 教職員の人事について（平成 25 年 9 月 2 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	・ D 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ D 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	・ D 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
5	文書 13 非違行為報告書等の送付について（平成 25 年 8 月 30 日付け）	E 職員の所属校鑑文	・ E 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	・ E 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 学科名

		<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の氏名 ・診断内容 ・聞き取り内容
	E 職員の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・E 職員の所属校名 ・校長の氏名、印影及び意見
文書 14 審査表（平成 25 年 10 月 9 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> ・E 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・校長の氏名、年齢及び生年月日 ・学科名 ・意見 ・処分経過が分かる内容が記載された部分
文書 15 教職員の人事に ついて（平成 25 年 10 月 11 日起 案）	起案文	なし
	訓告（要旨） （案）	・E 職員の氏名及び所属校名
	教員の訓戒につ いて（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・E 職員の氏名及び所属校名 ・文書番号
	厳重注意（要 旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・E 職員の氏名及び所属校名 ・校長の氏名 ・文書番号
6	文書 16 非違行為報告書 について（報 告）（平成 25 年 10 月 11 日付 け）	<ul style="list-style-type: none"> ・F 職員の所属校名 ・校長の氏名及び印影 ・文書番号 ・所属校の電話番号及びFAX 番号
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・F 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・教頭の氏名及び印影 ・所属校の電話番号及びFAX 番号 ・被害者の氏名
	F 職員の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・F 職員の所属校名 ・校長の氏名、印影及び意見

	文書 17 審査表（平成 25 年 10 月 28 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ F 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 18 教職員の人事について（平成 25 年 10 月 31 日起案）	起案文	なし
訓告（要旨）（案）		・ F 職員の氏名及び所属校名	
教員の訓戒について（案）		<ul style="list-style-type: none"> ・ F 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号 	
		嚴重注意（要旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ F 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
7	文書 19 非違行為報告に係る書類について（提出）（平成 25 年 10 月 31 日付け）	G 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ G 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ G 職員の氏名、所属校名、校務職名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 職員の氏名 ・ 被害者の氏名、住所、電話番号並びに当時及び現在の所属 ・ 聞き取り内容 ・ 誓約書及び手紙の内容
		G 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ G 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 20 審査表（平成 25 年 11 月 25 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ G 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 発生場所 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分

	文書 21 教職員の人事について（平成 25 年 11 月 28 日起案）	起案文	なし
		訓告（要旨）（案）	・ G 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ G 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	・ G 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
8	文書 22 非違行為報告書の提出について（平成 25 年 10 月 18 日付け）	H 職員の所属校鑑文	・ H 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	・ H 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 教頭及び職員の氏名 ・ 被害者の氏名及び家族構成 ・ 聞き取り内容 ・ 意見
		H 職員の申立書	全て
		校長の意見書	・ H 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 23 審査表（平成 25 年 11 月 25 日付け）		・ H 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 24 教職員の人事について（平成 25 年 11 月 27 日起案）	起案文	なし
		訓告（要旨）（案）	・ H 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ H 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	・ H 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号

9	文書 25 職員の非違行為 について（報 告）（平成 25 年 10 月 28 日付 け）	I 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 職員の氏名 ・ 授業の名称 ・ 発生場所
		I 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 26 審査表（平成 25 年 11 月 25 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ I 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 授業の名称 ・ 発生場所 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
文書 27 教職員の人事に ついて（平成 25 年 11 月 28 日起 案）	起案文	なし	
	訓告（要旨） （案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 職員の氏名及び所属校名 	
	教員の訓戒につ いて（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号 	
	厳重注意（要 旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ I 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号 	
10	文書 28 非違行為報告書 について（提 出）（平成 25 年 10 月 25 日付 け）	J 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ J 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ J 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 授業の名称 ・ 被害者の氏名 ・ 聞き取り内容 ・ 意見
		J 職員の申立書	全て

		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・J 職員の所属校名 ・校長の氏名、印影及び意見
	文書 29 審査表（平成 25 年 11 月 25 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> ・J 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・校長の氏名、年齢及び生年月日 ・意見 ・処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 30 教職員の人事について（平成 25 年 11 月 27 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	・J 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・J 職員の氏名及び所属校名 ・文書番号
		訓告（要旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・J 職員の氏名及び所属校名 ・校長の氏名 ・文書番号
11	文書 31 非違行為報告書について（報告）（平成 25 年 12 月 5 日付け）	K 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・K 職員の所属校名 ・校長の氏名及び印影 ・文書番号
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・K 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・校長の氏名、印影及び出張先 ・教頭及び所属校の職員の氏名 ・学科名及び教室名 ・発生場所 ・被害者の氏名、生年月日及び現在の所属校 ・診断内容 ・意見
		K 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・K 職員の所属校名 ・校長の氏名、印影及び意見
	文書 32 審査表（平成 25 年 12 月 24 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> ・K 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・校長の氏名、年齢及び生年月日 ・発生場所 ・意見 ・処分経過が分かる内容が記載された部分

	文書 33 教職員の人事について（平成 25 年 12 月 17 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	・ K 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ K 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		訓告（要旨）（案）	・ K 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
12	文書 34 非違行為報告書等について（提出）（平成 25 年 11 月 29 日付け）	L 職員の所属校鑑文	・ L 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	・ L 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 教頭及び所属校の職員の氏名 ・ 被害者の氏名及び受診した病院名 ・ 診断内容及び治療費 ・ 聞き取り内容
		L 職員の申立書	全て
		校長の意見書	・ L 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 35 審査表（平成 25 年 12 月 24 日付け）		・ L 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 36 教職員の人事について（平成 25 年 12 月 17 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	・ L 職員の氏名及び所属校名
		教員の訓戒について（案）	・ L 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	・ L 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号

13	文書 37 意見書及び申立書の送付について（平成 26 年 3 月 5 日付け）	M 職員の所属校鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ M 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ M 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 教頭及び職員の氏名 ・ 学校行事の名称及び日付 ・ 発生日及び発生日が分かる部分 ・ 発生場所 ・ 被害者の氏名 ・ 診断内容 ・ 意見
		M 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ M 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 38 審査表（平成 26 年 3 月 18 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ M 職員の氏名、所属校名及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 発生日及び発生日が分かる部分 ・ 発生場所 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載された部分
	文書 39 教職員の人事について（平成 26 年 3 月 23 日起案）	起案文	なし
		訓告（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ M 職員の氏名及び所属校名 ・ 発生日
		教員の訓戒について（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ M 職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
		厳重注意（要旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ M 職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号

14	文書 40 職員の非違行為 について（報 告）（平成 26 年 4 月 25 日付 け）	N 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ N 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ N 職員の氏名、所属校名、職名、 年齢、生年月日、職歴、採用年月 日及び勤務年数 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 被害者の氏名及び家族構成 ・ 聞き取り内容 ・ 意見
		N 職員の申立書	全て
		校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ N 職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
	文書 41 審査表（平成 26 年 5 月 26 日付 け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ N 職員の氏名、所属校名、職名、 年齢及び生年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 職員の氏名及び生年月日 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載さ れた部分
15	文書 42 教職員の人事に ついて（平成 26 年 6 月 1 日起 案）	起案文	なし
		訓告（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ N 職員の氏名、所属校名及び職名
		教員の訓戒につ いて（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ N 職員の氏名、所属校名及び職名 ・ 文書番号
		厳重注意（要 旨）（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ N 職員の氏名、所属校名及び職名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号
15	文書 43 職員の非違行為 について（報 告）（平成 26 年 5 月 19 日付 け）	O 職員の所属校 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ O 職員の所属校名 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 文書番号
		追加資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ O 職員の氏名、所属校名並びに 休暇及び休職に関する内訳 ・ 意見
		非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ O 職員の氏名、所属校名及び生 年月日 ・ 校長の氏名及び印影 ・ 教頭及び所属校の職員の氏名 ・ 授業の名称 ・ 被害者の氏名

		・聞き取り内容
	○職員の申立書	全て
	校長の意見書	・ ○職員の所属校名 ・ 校長の氏名、印影及び意見
文書 44 審査表（平成 26 年 7 月 1 日付 け）		・ ○職員の氏名、所属校名及び生 年月日 ・ 校長の氏名、年齢及び生年月日 ・ 授業の名称及び人数 ・ 意見 ・ 処分経過が分かる内容が記載さ れた部分
文書 45 教職員の人事に ついて（平成 26 年 7 月 9 日起 案）	起案文	なし
	訓告（要旨） （案）	・ ○職員の氏名及び所属校名
	教員の訓戒につ いて（案）	・ ○職員の氏名及び所属校名 ・ 文書番号
	厳重注意（要 旨）（案）	・ ○職員の氏名及び所属校名 ・ 校長の氏名 ・ 文書番号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 1. 27	諮問
27. 3. 16	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 3. 18	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 9. 9 (第467回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 3. 18 (第484回審査会)	審議
28. 4. 14 (第486回審査会)	審議
28. 7. 15	答申